

知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂11版】をご購入いただいた皆様へ

第39回(2021年7月11日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂11版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第38回	2021年3月7日(日)	2020年9月1日
第39回	2021年7月11日(日)	2021年1月1日
第40回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

文化庁ホームページ

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(施行:令和2(2020)年10月1日/令和3(2021)年1月1日)

URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

(概要: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf)

※2021年3月7日現在

該当箇所	変更前	変更後
P169 Lesson21 著作者人格権 2 著作者人格権とは 下から2行目	著作者人格権を侵害する行為とみなされます（著 113 条 7 項）。	著作者人格権を侵害する行為とみなされます（著 113 条 11 項）。
P184 Lesson23 著作権の制限 1 著作権の制限規定 8～10行目 差し替え	ただし、インターネット上から、 海賊版 と知りながらそれをダウンロード（録音、録画）する行為は、たとえ私的使用目的であっても、複製権の侵害となります（著 30 条 1 項 3 号）。	ただし、インターネット上で、違法にアップロードされた音楽や映像（いわゆる 海賊版 ）について、それが違法にアップロードされたものであることを知りながらダウンロード（録音、録画）する行為は、私的使用目的であっても複製権の侵害となることが規定されています（著 30 条 1 項 3 号）。 さらに、音楽や映像に限らず、著作物全般（漫画、書籍、論文、コンピュータプログラム）についても、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為は複製権の侵害となります（著 30 条 1 項 4 号）。 ただし、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード、については除外されます。
P185 Lesson23 著作権の制限 1 著作権の制限規定 枠内①	①いわゆる「写り込み」（ 付随的著作物としての利用 ）等（著 30 条の 2～ 30 条の 4）	①いわゆる「写り込み」（ 付随対象著作物 の利用）等（著 30 条の 2～ 30 条の 4）

該当箇所	変更前	変更後
P199～P200 Lesson25 著作権の侵害と救済 3 著作権侵害に対する救済 17行目～ 差し替え	<p>いわゆる違法ダウンロードについて、刑事罰が適用される場合があります。刑事罰の対象となる行為は、インターネット上にある音楽や映像を私的使用の目的でダウンロードすることが全て刑事罰の対象となるのではなく、そうした行為のうち以下の要件を満たす場合です。</p> <p>① 通常、有償で提供されている音楽や映像等の著作物であること。たとえば、販売されているDVDや音楽CDに録画録音されている映像や音楽です。</p> <p>② ①の著作物の著作権等を侵害して自動公衆送信（インターネット上でダウンロードできるように公開されている等）されている著作物であること。 つまり、著作権者等の許諾を得ずに無断でインターネット上に公開しているような状態です。</p> <p>③ ②のように著作権等が侵害されていることを知りながら、デジタル方式で録音・録画する行為であること。</p> <p>以上を全て満たした場合は、違法ダウンロード行為が刑事罰の対象となることになりました。</p>	<p>違法ダウンロードについても刑事罰（2年以下の懲役等）の対象となります（著119条3項）。</p> <p>侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰の対象であり（著119条2項4号、5号）、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰の対象となります（120条の2第3号）。</p>
P201 Lesson25 著作権の侵害と救済 Question の正解と解説 B 3行目	<p>引用して利用できる著作物は翻訳して利用することもできます（著47条の6第3号）。</p>	<p>引用して利用できる著作物は翻訳して利用することもできます（著47条の6第1項2号）。</p>